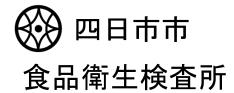
事業概要

令和2年度



目 次

第1章	総説
1.	沿革
2.	組織の構成
3.	職員構成
4.	と畜検査手数料
5.	と畜検査工程
6.	主な検査機器
7.	食品衛生検査所の所在地
8.	検査所平面図
第2章	と畜検査業務の概要
1.	概要
2.	年度別・と畜検査頭数の推移
3.	月別・と畜検査頭数
4.	獣畜のと殺解体禁止又は廃棄したものの原因
5.	病畜等の検査頭数
6.	試験室検査
第3章	食鳥検査(立入検査)の概要
1.	概要
2.	食鳥処理施設
3.	処理羽数
4.	監視件数
5.	試験室検査
第4章	衛生検査業務の概要
1.	食品の微生物検査について
2.	感染症や食中毒の微生物検査について
3.	感染症検査(エイズ・梅毒・肝炎ウイルス検査)について
4.	衛生検査室試験件数
第5章	衛生指導及び調査研究
1.	と畜場の衛生対策
2.	調査研究
3.	研修及び会議

第1章 総説

1. 沿革

昭和39年4月 三重県四日市食肉衛生検査所設置

大安、桑名、四日市、鈴鹿、亀山、上野、名張と畜場を担当

昭和40年9月 四日市市と畜場内に三重県四日市食肉衛生検査所施設が完成

平成12年3月 三重県四日市食肉衛生検査所の庁舎に移転

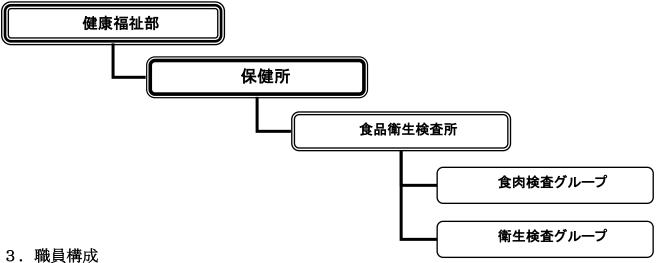
平成20年4月 四日市市への保健所移管に伴い四日市市食肉衛生検査所設置

平成21年9月 四日市市食肉衛生検査所、四日市市保健所衛生検査室の統合による組織改 編に伴い食品衛生検査所に改称

平成26年4月 食品衛生検査所食肉検査部門新築移転

2. 組織の構成

健康福祉部 保健所 食品衛生検査所(食肉検査グループ、衛生検査グループ) になります。



職名	所長	副参事	所付主幹	主幹	技師	技師補	会計年度 任用職員
職種	獣医師	臨床検査 技師 事務	獣医師臨床検査技師	獣医師 臨床検査 技師 事務	獣医師	獣医師 臨床検査 技師	獣医師
職員数	1	2	2	3	6	2	2

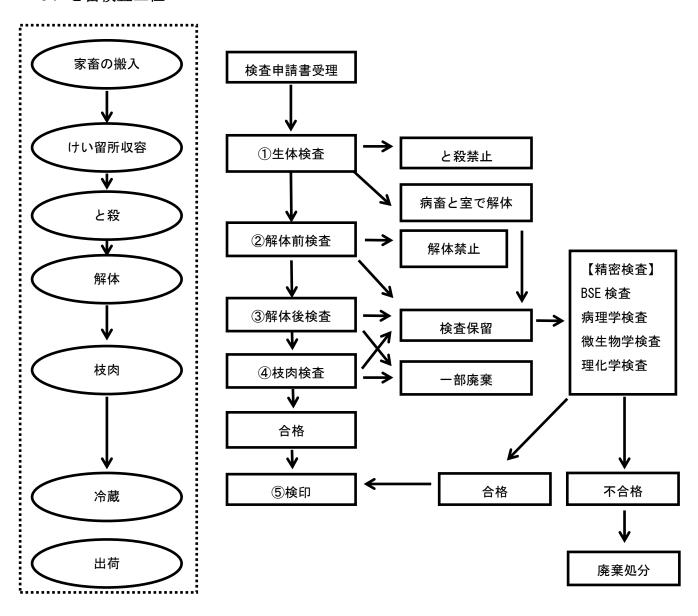
※令和3年3月31日時点の職員構成

4. と畜検査手数料

牛・馬	豚・とく	めん羊・山羊
800円	300円	100円

^{*}以下とくとは、1歳未満の牛のことをいう

5. と畜検査工程



〔1〕 生体検査

と殺前の疾病の有無を調べます。と殺してはいけない疾病のときは、と殺禁止にします。

[2] 解体前検査

と殺した動物の外観や血液に異常が無いかを調べます。解体をしてはいけない疾病のときは、解体 禁止にします。

[3] 解体後検査

内臓や頭部に異常が無いかを調べます。異常を発見した場合は、その部分または全部を廃棄します。

〔4〕 枝肉検査

枝肉に異常が無いかを調べます。異常を発見した場合は、その部分または全部を廃棄します。

[5] 検印

と畜検査に合格した枝肉に検印を押します。

6. 主な検査機器

(1) 微生物検査室

オートクレーブ/血液生化学検査機/遠心機/恒温機/顕微鏡/純水製造装置/器具洗浄機/ 器具乾燥機/PCR サーマルサイクラー …など

(2) 理化学検査室

遠心分離機/落射蛍光顕微鏡/ロータリーエバポレーター/超音波洗浄機/振とう機/アスピレーター/ホモジナイザー …など

(3) BSE 検査室

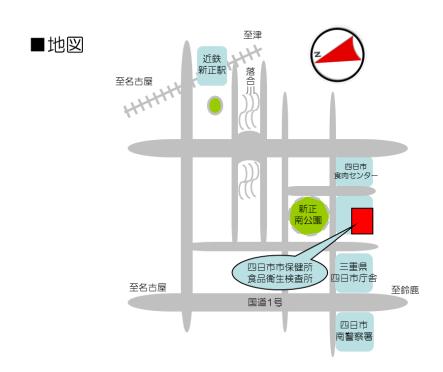
恒温機/遠心分離機/オートクレーブ/アルミブロック恒温槽/細胞破砕機/分光光度計/マイクロプレート用吸光測定装置/プレートウォッシャー …など

(4) 病理検査室

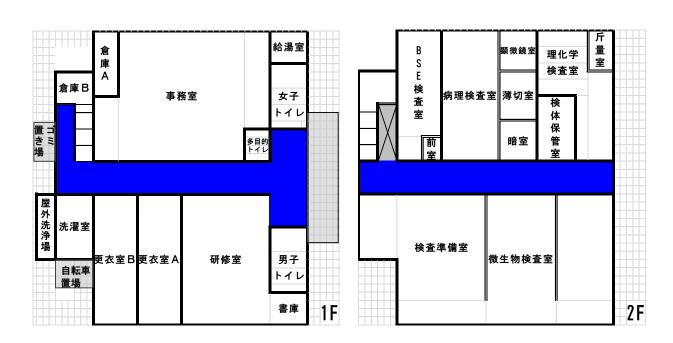
自動包埋装置/組織固定用振とう器/ミクロトーム/湯浴式パラフィン伸展器/パラフィン伸展器/システム顕微鏡 …など

7. 食品衛生検査所の所在地

〒510-0064 三重県四日市市新正4丁目 20-3 TEL 059-352-0785 FAX 059-352-0786 E-メール syokuhinkensa@city.yokkaichi.mie.jp



8. 検査所平面図



第2章 と畜検査業務の概要

1. と畜検査業務の概要

(1)食肉検査

①と畜検査

と畜場法第14条に基づき四日市市食肉センターに搬入された牛、豚などの全頭検査を実施しました。 人畜共通感染症等の疑いがある時は、枝肉内臓等を保留して病理、微生物、理化学等の精密検査を実施 し合否判定を行いました。

(2) 試験室検査

①牛海綿状脳症(BSE)検査

平成29年3月31日までと畜場に搬入された48か月齢を超える牛についてBSEの検査を実施していました。平成29年4月1日から健康牛についての検査を廃止しました。また、24か月齢以上の牛のうち原因不明の運動障害等の神経症状や全身症状を示す牛について、と畜検査員が必要と判断する場合にはBSE検査を実施しています。

②畜産食品残留有害物質検査(モニタリング検査)

食肉の残留抗菌性物質等の検査を実施し、安全な食肉の供給を図っています。

2. 年度別・と畜検査頭数の推移(令和2年度)

年度	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2
牛	5,982	5,103	5,275	5,340	5,199	4,775	4,562	4,029	4,048	4,519	3,921
馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚	84,219	83,625	83,897	89,005	83,784	86,864	90,286	90,744	91,784	84,220	90,663
と く	3	19	9	8	10	5	9	7	8	1	3
緬山羊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

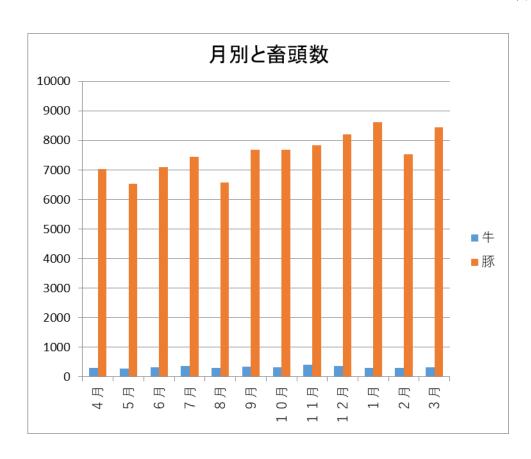




3. 月別・と畜検査頭数(令和2年度)

	総数	牛	と<	豚	馬	緬羊·山羊
計	94,587	3,921	3	90,663	0	0
4月	7,336	301	0	7,035	0	0
5月	6,812	278	0	6,534	0	0
6月	7,407	322	0	7,085	0	0
7月	7,815	372	0	7,443	0	0
8月	6,869	290	1	6,578	0	0
9月	8,016	342	0	7,674	0	0
10月	7,993	312	0	7,681	0	0
11月	8,254	416	0	7,838	0	0
12月	8,580	374	0	8,206	0	0
1月	8,911	306	0	8,605	0	0
2月	7,828	292	2	7,534	0	0
3月	8,766	316	0	8,450	0	0

(頭)



※とくは牛とは別で計上し、数が少ないためグラフに反映せず

4. 獣畜のと殺解体禁止又は廃棄したものの原因(令和2年度)

																疾症	別頭	類										
			bп				細菌	病				リケッテ	チア・ ·ス病	原虫	鴉	寄生	E虫症	有					その	他の	疾病			
畜 種	種 頭 数	処分内訳	処分実施数	炭そ	豚丹毒	サルモネラ病	結核病	ブルセラ病	破傷風	放線菌病	その他	豚コレラ	その他	トキソプラズマ病	その他	のう虫病	ジストマ病	その他	製血症	尿毒症	黄疸	水腫	腫瘍	中毒症	炎症又 な炎症 を物に よる 染	変性 又は 萎縮	その他	計
		禁止	0	0		0	0	0	0	\setminus	0		0	0	0	0	\bigvee	0	0	0 0	0	0	0	0			0	0
#	3,921	全部廃棄	51	0		0	0	0	0	0	0	\setminus	0	0	0	0	0	0	8 1	5 3	2	3	20	0	0	0	0	51
		一部廃棄	3,559				0	0		0	0	/	0	\setminus	0	0	9	0			4	0	1		3,452	1,280	415	5161
		禁止	0	0		0	0	0	0		0	\setminus	0	0	0	0		0	0	0 0	0	0	0	0			0	0
۷ /	3	全部廃棄	0	0		0	0	0	0	0	0	\setminus	0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部廃棄	3				0	0		0	0	\setminus	0	\setminus	0	0	0	0	$\sqrt{}$	$\sqrt{}$	0	0	0		3	1	1	5
		禁止	0	0		0	0	\sum	0		0		0	0	0	0		0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0
馬	0	全部廃棄	0	0		0	0	$\overline{\ \ }$	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部廃棄	0				0			0	0		0		0	0	0	0	$\sqrt{}$		0	0	0		0	0	0	0
		禁止	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0		0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0
豚	90,663	全部廃棄	117	0	36	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0 5	9 1	3 6	2	0	1	0	0	0	0	117
		一部廃棄	58,441				0	0		0	0		0		0	0	0	0			2	0	7		57,231	3,494	1,251	61985
		禁止	0	0		0	0	0	0		0		0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0			0	0
山羊 緬羊	0	全部廃棄	0	0		0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0 0	0	0	0	0	0	0	0	0
		一部廃棄	0				0	0		0	0		0		0	0	0	0			0	0	0		0	0	0	0

(頭)

77 /	和2年度										
	E /	\	ar.	<i>L</i> L.		品種•性別		た た。	w _ *!	処理区分	
	区 分	合計	和		交執		ホルス		その他	一般畜	病畜
			メス	去	メス	去	メス	去			
		3,921	1,333	291	528	141	1,500	95	33	3,894	27
	美実頭数	3,559	1,210	257	438	111	1,427	85	31	3,534	25
廃到	[率	91%	91%	88%	83%	79%	95%	89%	94%	91%	93%
	肺炎	69	19	7	8	2	33			66	3
	化膿性肺炎	33	8		6		19			32	1
	肺気腫										
	心外膜炎	197	19	2	5	3	167		1	186	11
	心筋変性	36	5	1	1	1	27		1	36	
	心筋出血	35	8	3	4	2	14	4		33	2
	心冠部脂肪水腫	95	3				90		2	92	3
	肝膿瘍	144	46	1	17	8	67	2	3	144	
_	出血性肝炎	353	183	29	29	3	106	1	2	349	4
	鋸屑肝	46	24	4	12	1	5			46	
	その他肝炎	483	114	19	29	6	302	6	7	472	11
	褪色肝	291	10	5	7	1	252	12	4	289	2
	胆管炎	74	55	1	6	3	9			74	
	肝蛭	9	5	1	1		2			9	
	肝富脈斑	191	41		2		148			190	1
	第1・2胃炎	713	291	116	38	5	255	4	4	707	6
	創傷性胃炎										
部	第3胃炎	909	127	20	61	9	662	18	12	900	9
	第4胃炎	1,182	251	48	150	38	644	39	12	1,170	12
	小腸炎	2,017	621	141	226	58	913	43	15	1,995	22
	小腸脂肪壊死	42	28	6	3	1	4			42	
	大腸炎	2,137	606	123	186	52	1,086	62	22	2,115	22
	大腸脂肪壊死	346	242	38	44	11	11			345	1
	腹膜炎	55	5	1			47	1	1	55	
	頭部膿瘍		_	_				_	_		
皮	放線菌症										
/ JL	筋肉出血	444	94	8	31	18	288	5		429	15
	化膿性筋炎	97	15	1	2	1	76	9	2	95	2
	筋肉変性	751	118	3	32	6	583	4	5	740	11
	筋肉水腫	334	102	5	33	16	174	3	1	324	10
	骨折	24	1	<u> </u>		10	23			20	4
	関節炎	26	3	2	1	2	17	1		24	
	横隔膜•縦隔膜膿瘍	215	48	3	20	7	133	1	3	214	1
	構隔膜•絣隔膜水腫	54	15	8	3		28			51	3
棄	腎脂肪壊死	57	39	5	11	1	1			57	
	腎結石	3	1	J	11	-	2			3	
	膀胱炎	22	-	4			18			19	3
	腎炎	133	23	4	6	2	98			127	6
	タン変性他	18	8	1	1	۷	9			14	4
	ほほ肉変性他	19	13		2		4			16	3
	テール出血他	32	3				24	4	1	26	6
	, , <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , </u>	1 02	3					1	1	20	
		1									
レ数	·禁止	1									
	本禁止	+ +									
	敗血症	15			1		14			14	1
	膿毒症	8			1		8			7	1
±.	黄疸	2	1				1			2	1
部	水 腫	3	1				2			3	
եր	尿毒症	3	1	2			1			3	
盛	腫瘍			4			1			J	
75	性 場 生伝染性リンパ腫	20	4		1		15			20	
棄	炎 症	40	4		1		19			20	
	変 性	+ +									
	久 注				- 0 -						

令和		度	T T		市食肉センター
		区 分	合計 —	一般畜	区 分 病 畜
検査			90,663	90,660	3
廃棄			58,441	58,439	2
廃棄		<i>,</i> ,,	64%	64%	67%
	循	心筋出血	48	48	
		心筋変性	82	82	
		心膜•心外膜炎	3,877	3,876	1
	系	その他	154	154	
		肺肝変化+	5,874	5,874	
	нт	肺肝変化++	4,664	4,664	
	呼吸	肺肝変化+++	946	946	
	器器	胸膜肺炎+	719	719	
_	至 系	胸膜肺炎++	250	250	
	\\\\	化膿性肺炎	1,685	1,685	
		その他の肺炎	728	728	
		胃炎	12,049	12,048	1
		小腸炎	18,084	18,083	1
		腸気泡症	8	8	
		増殖性腸炎	16	16	
		大腸炎	34,248	34,247	1
部	消	豚赤痢様大腸炎			
	化	肝炎	9,384	9,384	
	器	褐色肝	2,286	2,286	
	系	肝包膜炎	4,478	4,478	
	' ' '	寄生虫性肝炎	2,966	2,966	
		肝膿瘍	18	18	
		脾炎	100	100	
		腹膜炎	542	542	
ı≠v		臓器リンパ抗酸菌症	2,136	2,136	
廃		その他	2	2	
		筋肉出血	722	721	1
		化膿性筋炎	1,036	1,036	
		骨折	81	81	
	運	筋肉水腫	152	152	
	動	筋肉変性	1,166	1,165	1
	器	関節炎	47	47	
	系	陰嚢ヘルニア	4	4	
棄		臍ヘルニア	300	300	
		鼠径ヘルニア	700	701	0
	飶	その他枝肉	793	791	2
	尿	腎囊胞	304	304	
	器系	腎炎他 麻麻水	130	130 12	
	ボ	膀胱炎 胸腹膜炎	12 719	719	
			719	719	
	禁止				
解位	禁				
	豚片		36	36	
	敗血		13	13	
全		ソプラズマ症	1		
	膿書		59	59	
部		度の黄疸	2	2	
ı≓≪	腫瘍		1	1	
廃	白血				
棄	尿毒		6	5	1
	変性				
		度の水腫			
1. 4	炎症		+		
九多	条非		- 10 -		

5. 病畜等の検査頭数(令和2年度)

				検査頭数
牛	総検査頭数			28
(とく含む)	病畜	検査頭数		28
		とさつ禁止頭数		0
		解体禁止頭数		0
		全部廃棄頭数		2
		一部廃棄頭数		24
	切迫と畜	検査頭数		0
		解体禁止頭数		0
		全部廃棄頭数		0
		一部廃棄頭数		0
		原因別	急性鼓張症	0
			産褥麻痺	0
			難産	0
			不慮の事故	0
豚	総検査頭数			3
	病畜	検査頭数		3
		とさつ禁止頭数		0
		解体禁止頭数		0
		全部廃棄頭数		0
		一部廃棄頭数		2
	切迫と畜	検査頭数		0
		解体禁止頭数		0
		全部廃棄頭数		0
		一部廃棄頭数		0
		原因別	急性鼓張症	0
			産褥麻痺	0
			難産	0
			不慮の事故	0

(頭)

6. 試験室検査(令和2年度)

(1)精密検査実施状況(検査項目別)

精密検査実施状況 (検査項目別)

畜種		検査	頭数				検査項目			措置		
田俚	病畜	切迫畜	一般畜	計	細菌	病理	理化学	抗生物質	計	全部廃棄	一部廃棄	
牛	27	0	68	95	19	36	55	75	185	51	44	
٤<	1	0	0	1	0	0	1	1	2	0	1	
豚	3	0	162	165	83	61	23	104	271	117	48	
馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
緬山羊	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	31	0	230	261	102	97	79	180	458	168	93	

(頭)

(2) 牛海綿状脳症(BSE) 検査

検査対象	検査数	陰性数
牛	0	0
-		(頭)

(3) 畜水産食品残留有害物質検査(モニタリング検査)

残留抗	1生物質	残留合原	贞抗菌剤	残留テトラ	サイクリン系	残留内部寄生虫用剤		
検体数	陽性数	検体数	陽性数	検体数	陽性数	検体数	陽性数	
139	0	9	0	9	0	8	0	
							(件)	

【検査項目】

- 1 残留抗生物質
- 2 残留合成抗菌剤

スルファメラジン、スルファジミジン、スルファモノメトキシン、スルファジメトキシン、スルファキノ キサリン、ピリメタミン、ナイカルバジン、チアンフェニコール、オキソリニック酸、ナリジクス酸、 ピロミド酸

3 残留テトラサイクリン系

オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン

4 残留農薬

y-BHC、DDT、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、ヘプタクロル

5 残留内部寄生虫用剤 フルベンダゾール

第3章 食鳥検査(立入検査)の概要

1. 概要

当検査所管内における食鳥処理場は、認定小規模食鳥処理場が2施設あり、令和2年度の食鳥処理羽は 年間274羽でした。

定期的に認定小規模食鳥処理施設への立ち入り検査を行い、監視指導や、収去検査等を実施することで、 食鳥処理場における衛生確保ならびに食鳥肉の安全確保に努めています。

2. 食鳥処理施設

- 1) 大規模食鳥処理施設 (30 万羽を超えるもの) 四日市市内にはありません。
- 2) 認定小規模食鳥処理施設 (30 万羽以下のもの) 四日市市内には2施設あります。

※令和3年3月31日時点

3. 処理羽数

- (1) 大規模食鳥処理場: (該当施設なし)
- (2) 認定小規模食鳥処理施設

食鳥の種類	処理施設数	処理羽数
成鶏	1	274

4. 監視件数

施設	監	視	件	数
認定小規模食鳥処理施設		2	2	

5. 試験室検査

令和2年度と畜検査部門試験室検査実施状況(食鳥検査)

収去検査結果 (モニタリング検査も含む)

【検査項目】

1) 残留抗生物質

2) 残留合成抗菌剤

スルファメラジン、スルファジミジン、スルファモノメトキシン、スルファジメトキシン、スルファキノキサリン、ピリメタミン、ナイカルバジン、チアンフェニコール、オキソリニック酸、ナリジクス酸、ピロミド酸

3) 残留テトラサイクリン系

オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン

品目	残留抗	生物質	残留合原	戊抗菌剤	残留テトラサイクリン系		
пп	検体数	陽性数	検体数	陽性数	検体数	陽性数	
鶏肉	2	0	1	0	1	0	

4) 細菌検査

品目	カンピロ	バクター	サルモネラ		
m ¤	検体数	陽性数	検体数	陽性数	
拭取り(包丁、まな板)	6	0	6	0	

第4章 衛生検査業務の概要

1. 食品の微生物検査について



[一般細菌数]



[コロニーカウント]

食中毒の発生防止や不良な食品の排除など食品の安全性を評価し確保するため、食品衛生法に基づき、市内の店舗などから検査に必要な最小限量の食品を無償で提供していただき、一般細菌数のカウント、大腸菌の有無などの検査を実施し、食品の微生物による汚染の度合いを調べています。

この検査結果に基づき、保健所は必要に応じて製造所や販売店に対し衛生指導や行政措置を行い不良食品の流通を防止しています。

2. 感染症や食中毒の微生物検査について

微生物検査は、感染症検査(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づく)と 食中毒検査(「食品衛生法」に基づく)の二つに大きく分けることができます。

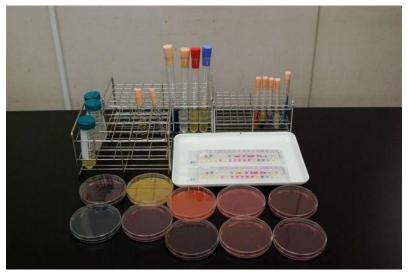
感染症とは、細菌やウイルスなどの病原体が体内に侵入して増殖し、発熱や下痢、咳等の症状が出ることを言い、原因微生物としては腸管出血性大腸菌(0157等)や、赤痢菌、チフス菌、ノロウイルスなどがあります。これらの感染症が発生した場合、患者本人や家族などの検便等の検査を迅速に実施し、感染症の拡大及びまん延防止に努めています。

食中毒は、微生物(細菌やウイルス等)によるものや、化学物質によるもの、自然毒によるもの及びその他に大別されます。当検査所においては、主に微生物性食中毒(食中毒の約9割を占める)を中心に検査しています。

微生物性食中毒とは、食品や調理器具又は容器包装を介して細菌やウイルスに感染したことにより起こる 比較的急性の健康障害です。多くの場合、頭痛・発熱のほか嘔吐・腹痛・下痢等の胃腸炎症状を起こし、稀 に腎臓障害や呼吸麻痺等を起こすケースもあります。

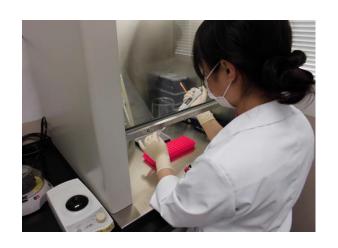
食中毒を疑う事件が発生した場合、残っていた食材、発生施設の包丁やまな板などのふき取り液、患者や食品調理従事者の便からその原因となる微生物を検索します。食中毒の原因微生物として、病原性大腸菌・赤痢菌・サルモネラ属菌・黄色ブドウ球菌・セレウス菌・ビブリオ属菌・ウエルシュ菌・カンピロバクター属菌・エルシニア・エロモナス・プレジオモナス、ノロウイルスなど多数存在します。

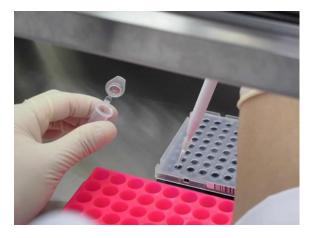
微生物検査は、被害の拡大を防止する上で迅速に対応することが重要であり、何種類もの培地を使用し、 目的とする病原体の検出に努めます。



〔細菌検査に使用する1検体分の培地〕

これらの微生物検査法としては、形態学的検査、生化学的性状検査、血清学的検査および遺伝子学的検査 (RT-PCR 法、リアルタイム PCR 法)等を行って。





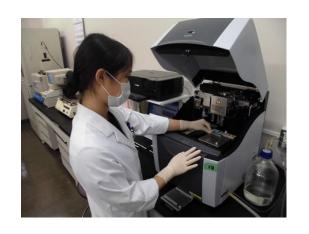
[ウイルスを検出するための前処理の様子]



[サーマルサイクラーを用い遺伝子の一部を増幅]



〔リアルタイム PCR〕



[マイクロチップ電気泳動装置]

3. 特定感染症検査(HIV、梅毒、肝炎ウイルス検査) について

採取された血液を遠心分離することで血球と血清部分に分かれます。このうち、黄色部分の血清を検査機器で分析することにより、HIV、梅毒及びB型・C型肝炎ウイルスの検査を実施しています。



[遠心分離された血液]



〔血清分析装置〕

4. 衛生検査室試験件数

衛生検査

1) 食品衛生関連検査

○食品収去 (規格基準検査・衛生管理指標検査)

(件)

	検 体 数	不適	検査	実施 項	目											(1+)	
	数	不適合件数	指標検査	<u> </u>		_			規村	各検査							
松件廷则		数	一般細菌数	大腸菌群	E.coli	黄色ブドウ球菌	サルモネラ	ビブリオ	一般細菌数	大腸菌群	大腸菌(E.coli)	黄色ブドウ球菌	サルモネラ	最確数(ビブリオ)	最確数(E.coli)	芽胞菌	リステリア
検体種別 生食用魚介類	8	0	8		8									8			
生食用かき	2	0							2					2	2		
魚肉練り製品	10	0								10							
食肉製品	10	0								3	7	6	6			3	1
豆腐	5	0	5		5												
生洋菓子	20	4	20(1)	20 (3)		20	20										
生和菓子	10	0	10	10		10											
調理ご飯	30	2	30 (2)		30	30	30										
調理パン	20	0	20		20	20	20										
漬物	10	0			10			10									
生めん	2	0	2		2	2											
ゆでめん	8	0	8	8		8											
惣菜	41	0	41		41	41	41										
学校給食	0	0															
計	176	6	144 (3)	38 (3)	116	131	111	10	2	13	7	6	6	10	2	3	1

※()内は不適合件数

- ※一般細菌数とは、食品の微生物汚染の程度を示す指標
- ※大腸菌群とは、環境の衛生状態の汚染指標菌の一種
- ※黄色ブドウ球菌とは、食品衛生管理の汚染指標菌の一種

○食中毒及び有症苦情の微生物検査

(件)

		便
	検体数	199
検査実施項目数※		3005
	サルモネラ	22
陽	カンピロバクター	5
性	黄色ブドウ球菌	2
内訳	アニサキス	1
	ノロウイルス	26

※サルモネラ属菌、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ、病原大腸菌、カンピロバクター属菌、セレウス菌、 ウエルシュ菌、ノロウイルス等

2) 感染症関連検査

○感染症血清学的検査

(件)

+> /+ */-			内 訳				
検体数	HIV	HBsAg	HCV	STS	TP		
285	284	284(2)	285	276 (6)	276 (12)		

※()内は陽性件数

○感染症発生時及び検疫通報時の防疫検査

(件)

	腸管出血性大腸菌	腸チフス
便	26 (4)	3
菌株	1(1)	0

※ ()内は陽性件数

第5章 衛生指導及び調査研究

1. と畜場の衛生対策

安全で衛生的な食肉を提供するため、枝肉、施設等について腸管出血性大腸菌 0157、サルモネラ、大腸菌群数および一般生菌数を定期的に検査し、と畜場の衛生管理をチェックしました。これらの成績を活用して、定期的に衛生対策会議を開催し、食肉センター等の関係職員に対する衛生意識の向上を指導しました。

(1) 腸管出血性大腸菌 0157、サルモネラの検査

検査項目	検査部位	検査件数
腸管出血性大腸 菌0157	牛枝肉拭取り	0
	豚枝肉拭取り	0
	施設・器具拭取り	107
	牛枝肉拭取り	65
サルモネラ	豚枝肉拭取り	65
	施設・器具拭取り	47

(北

(2) 大腸菌群数、一般生菌数の検査

検査項目	検査部位	検査件数
	牛枝肉拭取り	130
大腸菌群数	豚枝肉拭取り	130
	施設・器具拭取り	59
	牛枝肉拭取り	130
一般生菌数	豚枝肉拭取り	130
	施設・器具拭取り	59

(件)

2. 調査研究(令和2年度)

と畜場における牛枝肉の微生物汚染調査について

四日市市保健所食品衛生検査所 ○駒谷 充彦

はじめに

食品衛生検査法の一部を改正する法律により、すべてのと畜場でHACCPに基づく衛生管理の実施が義務付けられた。それに伴い各と畜場で作成された衛生管理計画及び手順書の効果について、と畜検査員による検査又は試験(以下外部検証)を受けることが求められるようになった。当検査所では以前より衛生対策として、検査当日の先頭から連続した5枝を対象とした拭取り検査を実施し、枝肉の微生物汚染状況を調査、指導してきた。

今回は外部検証実施前に所管と畜場の枝肉の微生物汚染状況を再確認するとともに、と畜解体工程等が枝肉へ与える微生物汚染の影響を胃腸等の汚損状況、と畜検査結果等を取りまとめ調査、検討を行ったので概要を報告する。

材料及び方法

- (1)調査期間 令和元年6月から令和2年2月まで
- (2)検査対象及び検査方法

所管と畜場で解体処理された牛154頭の枝肉胸部(以下 C)及び肛門周囲部(以下 P)について拭き取り検査を実施した。対象は検査当日のと畜頭数が15頭以下であった場合は全枝肉を対象とし、検査当日のと畜頭数が15頭を超えた場合は、3箇所に区分けし、と畜順の前半(と畜順先頭含む)、中間、後半(最終と畜順含む)それぞれ連続した5枝(計15枝)を対象とした。

拭き取り検査方法については厚生労働省通知「枝肉の微生物等検査実施要領」に準じて実施した。胸部または肛門周囲部の生菌数が 100cm²当たり 10,000 cfu 以上であった枝肉については、検査不合格とした。

と畜解体処理工程が枝肉へ与える微生物汚染の影響を調査するために、内臓検査時に胃腸等の汚損状況を「腸管切開」、「直腸カバー離脱」、「食道結紮不良」、「胃やぶれ」、「胃腸の分離」に分類し調査した。所管と畜場では、と畜解体時に作業員が枝肉を汚染したと自覚した場合は洗浄、消毒を入念に実施できるよう枝肉へ黄色札を装着している。検査対象枝肉に黄色札が装着されているか目視で確認し、集計した。また、と畜検査結果等と拭き取り検査結果を取りまとめ枝肉を汚染する要因について調査、検討した。

成績

検査総数(n=154)における品種毎の検査数、検査割合、不合格数、不合格割合は表1に示す。畜種ごとの 拭き取り部位別の不合格状況では、C、Pともにホルスタイン種で最も不合格割合が大きかった。特に、P の不合格割合はホルスタイン種27%と和牛、交雑種の14%よりも大きかった(表2)。また、畜種ごとの一 般生菌数を最小値から並べた五数要約を表3に示す。全畜種でC75%は不合格基準以上、P75%は不合格基 準未満であった。また、第3四分位数+1.5×IQR(IQRとは第3四分位数から第1四分位数を引いた値)以 上の値を外れ値とした。品種ごとの結果を表4に示す。

表 1 各品種別検査結果

	検査数	不合格数	総不合格数に 占める割合	品種ごとの 不合格割合
総数	154	61		
和牛	81	30	49% (30/61)	37% (30/81)
交雑種 (F)	43	15	25% (15/61)	35% (15/43)
ホルスタイン種	30	16	26% (16/61)	53% (16/30)

表 2 品種ごとの拭き取り部位の不合格状況

()内は胸部 or					交雑種			ホルスタイン種		
肛門周囲部 単独不合格の数	胸部	肛門 周囲部	両方	胸部	肛門 周囲部	両方	胸部	肛門 周囲部	両方	
不合格	23 (19)	11 (7)	4	12 (9)	6 (3)	3	10 (8)	8 (6)	2	
割合(%)	28 (23)	14 (9)	5	28 (21)	14 (7)	7	33 (26)	27 (20)	7	

表 3 品種ごとの一般生菌数(四分位数、最小値、最大値)の分布

	和	牛	交	雑種	ホルスタイン種		
cfu/100cm ²	胸部	肛門 周囲部	胸部	肛門 周囲部	胸部	肛門 周囲部	
0%(最小値)	0	0	0	400	540	620	
25%(第1四分位数)	1,700	1,300	1,550	1,450	1,325	1,900	
50%(中央値)	4,400	2,900	3,900	3,300	6,450	5,100	
75%(第3四分位数)	11,000	6,100	10,500	7,850	12,500	9,500	
100%(最大値)	120,000	140,000	200,000	69,000	180,000	53,000	

表 4 品種ごとの外れ値内訳

	和台	ŧ	交染	維種	ホルスタイン種		
	胸部	肛門 周囲部	胸部	肛門 周囲部	胸部	肛門 周囲部	
外れ値個数	11	10	3	3	4	3	
外れ値平均	57,727	53,000	104,000	44,000	90,000	38,666	
標準偏差	26129.4	40644.8	67887.2	18708.3	53795.9	11841.5	

胃腸等の汚損は154 検体中23 検体(食道結紮不良15、胃やぶれ7、胃腸分離1)、内8 検体が不合格だった。黄色札が装着されていた枝肉は154 検体中4 検体であったが4 検体すべてで不合格であった。と畜検査結果と微生物検査結果を取りまとめたところ起立不能症を呈した牛(以下起立不能牛)は154 検体中15 検体(和牛2、交雑種0、ホルスタイン種13)あり、15 検体中10 検体(67%)で検査不合格であった。

和牛と交雑種の品種ごとの不合格割合は 37%、35%と同程度であったが、ホルスタイン種のみ 53%と高値であった。ホルスタイン種の不合格割合が高くなった要因を検討したところ起立不能症が関係していることが疑われた。起立不能症 15 検体中 13 検体がホルスタイン種であり、これは拭き取り検査実施した全ホルスタイン種の 43%にあたった。また、起立不能症の検査不合格割合は 67%と非常に高くホルスタイン種での起立不能症の多さが高い不合格割合を示した要因と推察された。起立不能牛が検査不合格となった原因として、体表の汚染が考えられた。起立不能牛は著しく体表が汚染されていることが多く、生体での水洗時にも横臥状態では体表全体の汚染を除去することは困難であり、このことが枝肉汚染へ繋がっていると推察された。そのため、起立不能症は体表洗浄を念入りに実施すること、体表汚染が重度の場合は十分に汚染が除去されていない可能性があることに留意し、起立不能症のと畜解体作業時には剥皮以前の処理工程はより一層の手指や器具の洗浄、消毒を実施することを指導した。また、ホルスタイン種は和牛、交雑種に比較し P の不合格割合が高かった。このことも不合格割合が高くなった要因の 1 つと考えられた。

今回の調査では154 検体中 4 検体に黄色札が装着されていたが、4 検体全てで検査不合格であった。この結果より、作業員が自覚するほどに枝肉が汚染された場合は入念な洗浄、消毒を実施しても微生物汚染を除去しきれないことが推察された。このため、枝肉を汚染しないよう丁寧な作業を心掛けること、重度の癒着や体表に膿瘍等がみられ枝肉汚染が免れない場合は洗浄、消毒のみならず汚染部位のトリミングを実施し汚染部位の除去に努めることを指導した。胃腸等の汚損に関しては、と畜解体処理の過程で検査台へ胃腸管等を取り出す際に自重により一部裂断したもの等の軽度の汚損に関しては枝肉へ与える影響は少ないことが推察された。

今回、枝肉の拭き取り検査結果、と畜検査結果を主に利用し枝肉の汚染状況との関連性を調査した結果、 黄色札が装着された枝肉、起立不能症を呈していた枝肉が微生物汚染されている傾向が高いことが判明した。 枝肉の微生物汚染はこれらの原因が分かりやすい事象以外にも作業中の手指消毒、器具消毒、生体時の体表 汚染、と畜解体作業方法等様々な要因が複雑に絡み合った結果発生することも多い。今後は、調査結果を外 部検証へ活かすとともに指導した内容の効果の検証や所管と畜場での衛生的なと畜作業を検討する内部検証 へも活かして貰えるよう指導していきたい。

と畜場HACCP外部検証に向けた牛枝肉拭き取り検査の検証について

四日市市保健所食品衛生検査所 〇吉中友子 廣瀬徹

1 はじめに

平成30年6月13日に食品衛生法等の一部が改正され、すべてのと畜場にCodexの原則に基づいたHACCPの導入が義務づけられた。それに伴いと畜場で作成された衛生管理計画及び手順書の確認並びに施設の衛生管理の実施状況の確認、衛生指標菌を用いた微生物試験をと畜検査員が実施(以下「外部検証」とする)することになった。当所では以前より、衛生的なと畜解体作業ができていたかを確認するために枝肉の拭き取り検査を行ってきたが、時間の制約等から月曜日と畜の牛を先頭から5頭拭き取る方法で実施していた。管内Yと畜場では、月曜日と火曜日は肉用種の肥育牛が多く廃用牛が少ない、水曜日と木曜日は家畜市場で購入した牛が多くと畜されるため廃用牛が多い、金曜日は牛のと畜数が少ないなど曜日ごとの特徴があり、と畜順についても、肥育牛(肉用種)→肥育牛(乳用種)→廃用牛の順番でと畜されているが、と畜順6頭以降の枝肉がどのような結果となるのか比較したことがなかった。今回、外部検証を効果的に行うために枝肉についての拭き取り検査を行った結果、若干の知見を得たので報告する。

2 材料と方法

- (1) 拭き取り対象:検査当日の牛群のと畜順先頭から5頭(以下「前半」とする)、と畜順最後から 5頭(以下「後半」とする)、前半と後半の間にいる牛から5頭(以下「中盤」 とする)の計15頭。ただし、当日の牛のと畜頭数が15頭以下の場合は、全頭の 拭き取りを行った。
- (2) 拭き取り箇所および面積: 枝肉の胸部と臀部 10 cm×10 cm (厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部監視安全課長通知「と畜場における枝肉の微生物汚染実態調査」の「微生物検査実施要領」による)。
- (3) 検査期間: 2019年6月から2020年2月までの任意の月曜日に実施した。 月1または2回の計11回。
- (4) 検査頭数:154頭
- (5) 検査方法:ペトリフィルム(ACプレート)を使用した一般生菌数の測定。
- (6) 判定方法:胸部、臀部どちらかでも10,000個/100cm以上の場合、その個体を不合格とした。

3 結果

検査頭数の内訳は前半54頭、中盤50頭、後半50頭であった。不合格となった個体の頭数と割合は、 前半18頭(33.3%)、中盤19頭(38.0%)、後半24頭(48.0%)となり、と畜順が後ろの区分のほう が不合格率は高くなる傾向となった。

(1) 品種別

令和元年度の牛のと畜頭数は、和牛 1,841 頭 (40.7%)、交雑種 958 頭 (21.2%)、ホルスタイン 1,643 頭 (36.3%)、その他 78 頭 (1.7%) であった。今回の検証のためにサンプリングした牛の品種は、和 牛 81 頭 (52.6%)、交雑種 43 頭 (27.9%)、乳用種 30 頭 (19.5%) であり、令和元年度のと畜頭数よりも今回のサンプリングのほうが和牛と交雑種の割合は多く、乳用種の割合は少なかった。また、前半

54 頭中、和牛 50 頭 (92.6%)、交雑種 4 頭 (7.4%) であり、前半は肉用種のみであった。中盤 50 頭中、和牛 21 頭 (42.0%)、交雑種 26 頭 (52.0%)、乳用種 3 頭 (6.0%) であり、中盤もほぼ肉用種であった。後半 50 頭中、和牛 10 頭 (20.0%)、交雑種 13 頭 (26.0%)、乳用種 27 頭 (54.0%) であり、肉用種と乳用種が約半々の割合で占められていた。品種ごとの不合格頭数及び不合格率は、和牛 30 頭 (37.0%)、交雑種 15 頭 (34.9%)、乳用種 16 頭 (53.3%) であり、乳用種で不合格率が高い結果となった。

品種ごとの区分別の不合格頭数と不合格率は、和牛では前半 18 頭 (36.0%)、中盤 6 頭 (28.6%)、後半 6 頭 (60.0%)であり、前半と中盤では合格率のほうが高く、後半では不合格率が高くなった。交雑種では、前半 0 頭、中盤 11 頭 (42.3%)、後半 4 頭 (30.8%)であり、すべての区分で合格率のほうが高かった。乳用種では、中盤 2 頭 (66.7%)、後半 14 頭 (51.9%)であり、中盤、後半両方ともに不合格率が 50%を超えていた。

		和牛			交雑種				乳用種				
		前半	中盤	後半	計	前半	中盤	後半	計	前半	中盤	後半	計
頭数		50	21	10	81	4	26	13	43	0	3	27	30
不合格	(頭)	18	6	6	30	0	11	4	15	0	2	14	16
	(%)	36.0	28.6	60.0	37.0	0.0	42.3	30.8	34.9	_	66.7	51.9	53.3

(2) 用途別

総数に占める肥育牛と廃用牛の頭数と割合は、肥育牛 121 頭 (78.6%)、廃用牛 33 頭 (21.4%) であり、肥育牛が全体の約8割を占めていた。区分ごとに見た割合は、前半では、肥育牛 54 頭 (100%) であり、すべてが肥育牛であった。中盤は、肥育牛 47 頭 (94.0%)、廃用牛 3頭 (6.0%) であり、ほとんどが肥育牛であった。後半は、肥育牛 20 頭 (40.0%)、廃用牛 30 頭 (60.0%) であり、廃用牛が半数を超えていた。

用途別の不合格頭数と不合格率は、肥育牛 44 頭 (36.4%)、廃用牛 17 頭 (51.5%) であり、廃用牛 の不合格率は肥育牛の不合格率よりも高く、合格率を上回っていた。区分ごとに見た不合格頭数と不合格率は、肥育牛では前半 18 頭 (33.3%)、中盤 18 頭 (38.3%)、後半 8 頭 (40.0%) であり、廃用牛では、中盤 1 頭 (33.3%)、後半 16 頭 (53.3%) であった。肥育牛と廃用牛ともにと畜順が後ろの区分のほうが不合格率は高くなる結果となった。ただし、肥育牛では、どの区分においても合格率のほうが高い結果となり、廃用牛については、後半で不合格率が 50%を超えていた。

表2 肥育牛と廃用牛の頭数及び不合格

我 ² 心有「C洗/// O 娱										
			肥育	育牛		廃用牛				
		前半	中盤	後半	計	前半	中盤	後半	計	
頭数		54	47	20	121	0	3	30	33	
不合格	(頭)	18	18	8	44	0	1	16	17	
	(%)	33.3	38.3	40.0	36.4	-	33.3	53.3	51.5	

4 考察

(1) 牛の品種及び用途について

月曜日と畜の先頭 5 頭のサンプリングを行うと、検体はほぼ和牛の肥育牛になり、品種及び用途ともに偏った結果となった。今回の検証では採材区分を 3 区分に増やして行ったが、令和元年度の牛のと畜頭数の割合よりも、和牛と交雑種の割合が多くなった。その原因は、肉用種が多い月曜日に検査を行っ

たためと考えられた。

(2) 不合格率について

和牛の不合格率は後半に高くなる結果となった。しかしながら、同じ肉用種である交雑種については、当てはまらない結果であった。和牛と交雑種の違いは、交雑種には廃用牛が含まれていないことだった (表3)。肥育牛と廃用牛を比較した場合、廃用牛のほうが不合格率が高い結果であり、和牛は廃用牛が多く含まれる後半に不合格率があがる結果になったと考えられた。乳用種についても検査頭数 30 頭のうち 28 頭が廃用牛であり、そのため乳用種の不合格率が 50%を超える結果になったものと考えられた。廃用牛の結果が悪くなる理由は、肥育牛に比べて飼育期間が長いため体表が汚染されていることや、肥育牛に比べ皮下脂肪が少なく剝皮しづらいため、と畜作業中にと体に触れる回数が増えること等が考えられた。しかしながら、肥育牛だけで見た場合でも、後半に近づくにつれ不合格率が上昇する傾向(表2)が見られたので、検査対象による要因以外の要因(時間の経過による作業員の疲労や注意力の低下などによる作業ミスや、作業が完全に終了する前にと畜場内の清掃を始めたことによる撥ね水による枝肉の汚染など)が考えられる。

表3 肉用種の頭数及び不合格

我O 内加生V娱奴及OT 口旧								
		和	牛		交雑種			
	前半	中盤	後半	計	前半	中盤	後半	計
頭数(うち廃用牛)	50(0)	21(1)	10(4)	81(5)	4(0)	26(0)	13(0)	43(0)
不合格(うち廃用牛)	18(0)	6(1)	6(3)	30(4)	0(0)	11(0)	4(0)	15(0)
(%)	36.0	28.6	60.0	37.0	0.0	42.3	30.8	34.9

5 まとめ

今回の検証を行う前から、決まった曜日、決まった時間に検体を採材することによって、検体に偏りがでることが予想されていたが、実際に検証を行うことにより、検体の偏りが検査結果の偏りにつながっていたことを確認することができた。令和2年5月28日付け生食発0528第1号「と畜検査員及び食鳥検査員による外部検証の実施について」の通知では、「検体を採取する枝肉の選定に当たっては、特定の時間や農場の検体に偏ることがないように、無作為に選定する。検体を採取する曜日は偏りがないよう選定する。」と記載されている。どのような牛であっても同じレベルの枝肉に処理されているかどうかを確認するためには、検体の偏りをなくすことが必要であり、そのためには、品種、用途、と畜順等に偏りがないように採材を行うことが必要であることがわかった。また、と畜作業の後半で不合格率が高い傾向であること、廃用牛は不合格率が高い傾向であることがわかったので、作業後半は作業ペースを落とすなどして丁寧な作業を心掛けることや、廃用牛については肥育牛よりもさらに丁寧な作業を心掛けること等、衛生指導に役立てたい。

3. 研修及び会議

以下の研修及び会議に出席しました。

食肉検査部門

衛生検査部門

三重県獣医師公衆衛生協議会研修会	食品関係担当者会議
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	

オンライン開催・書面開催

食肉検査部門

衛生検査部門

全国食肉衛生検査所協議会東海・北陸ブロック所長会議	市立衛生研究所・衛生試験所連絡協議会総会
全国食肉衛生検査所協議会全国大会	衛生指導課関係課長会議
三重県公衆衛生協会理事会・総会	病原体等の包装・運搬講習会
全国公衆衛生獣医師協議会全国大会	食品衛生検査施設信頼性確保部門責任者等研修会
全国食肉衛生検査所協議会理化学部会研修会	食品安全行政講習会
全国食肉衛生検査所協議会東海・北陸ブロック研修会	日本医学検査学会
全国食肉衛生検査所協議会微生物部会研修会	日本臨床微生物学会総会・学術集会
全国食肉衛生検査所協議会病理研修会	日本食品衛生学会学術講演会
食肉衛生技術研修会・食鳥肉衛生技術研修会	食品衛生監視員研修会(三重県)
三重県獣医師公衆衛生協議会研修会	食品衛生監視員研修会(東海・北陸ブロック)
家畜食肉衛生連絡会議	全国食品衛生監視員研修会

は食肉検査部門、衛生検査部門ともに参加